

開 発 協 定 書

霧島市長 前田終止（以下「甲」という。）は、株式会社キリシマ 代表取締役 鎌田善政（以下「乙」という。）及び Solariant Portfolio Two 合同会社 職務執行者 ダニエル・サン・ジョー・キム（以下「丙」という。）との間において、乙が平成27年4月30日付け地政第44号で承認された鹿児島県土地利用対策要綱に基づく土地利用協議について、次の事項により開発協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（信義、誠実の義務）

第1条 甲乙丙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行するものとする。

（事業）

第2条 乙丙は、太陽光発電所建設及びこれに関する事業（以下「事業」という。）を、鹿児島県土地利用対策要綱（昭和49年12月24日県公告、以下「県要綱」という。）による鹿児島県知事の承認を得た別添事業計画書により施工するものとする。

2 乙丙は、平成27年5月までに建設工事に着手し、平成29年3月末日までに建設工事を竣工するものとする。

3 前項の規定は、甲の承諾を得たときはこの限りでない。

（企業の選定等）

第3条 乙丙は事業の施工及び竣工後の操業（以下「事業の運営等」という。）に伴い必要となる企業の選定並びに資材物資の購入に当たっては、地元企業等を優先的に取り扱うよう努めるものとする。

（目的外使用の禁止）

第4条 乙丙は、事業の用に供する目的で賃借又は取得した土地を、事業目的以外の用に供してはならない。

（施工、報告等）

第5条 乙丙は、建設工事に当たっては、甲及び関係行政機関の指導に従い行うものとする。

2 乙丙は、建設工事に着手した時は、速やかにその旨を実施施工計画書に添付して、甲に報告するものとする。

3 乙丙は、建設工事工期中は、その進捗状況を四半期ごとに関係書類（出来高調書・施工状況写真）を添付して、甲に報告するものとする。

4 甲は、必要と認めるときは、乙丙に対して建設工事の進捗状況等について立ち入り調査し、改善すべき事項を指示する事ができる。

5 乙丙は、建設工事が竣工した時は、速やかに関係書類（完成状況写真等）を添付した竣工届を甲に提出するものとする。

(道路)

第6条 乙丙は、事業地内の付替道路及び事業地と公衆用道路を連結する取り付け道路等を施工するときは、公衆用道路の管理者と協議を行うとともに、自己の費用負担において新設又は改良若しくは舗装（以下「新設等」という。）を行うものとする。

- 2 前項の規定により、乙丙が新設等した道路の管理については、甲乙丙協議して定めるものとする。
- 3 乙丙は、建設工事において使用する公衆道路については、事業関係者以外の利用者の安全を確保するとともに、その通行を妨げる事の無いよう適切な措置を講じなければならない。
- 4 乙丙は、建設工事により公衆用道路に破損が生じた場合は、自己の費用負担において補修を行い、道路管理者の確認を得るものとする。

(用水の確保)

第7条 乙丙は、事業の運営等において必要とする用水については、自己の責任と費用負担において確保するものとする。

- 2 前項の場合において、乙丙は甲と協議の上、承認を得るとともに、関係地域住民の用水利用に支障を及ぼさないよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 甲は、乙丙の責めに帰すべき理由により、関係地域住民の用水利用に支障を及ぼした場合は、乙の取水を制限するなど必要な措置をとることができる。

(排出水の処理)

第8条 乙丙は、排出水の処理計画（調整池等の設置を含む。）を作成し、排出水の放流先の河川の管理者と協議を行い必要な許可又は承認を得るとともに、直接影響を受ける関係住民及び水利権者並びに漁業権者と協議を行い、その同意を得るものとする。

(周辺住民等に対する危険防止)

第9条 乙丙は、事業の施工や運営に当たっては、周辺住民等の安全確保のため、あらかじめ必要な対策を講じなければならない。

(防災)

第10条 乙丙は、事業の施工に当たっては、甲及び関係行政機関の指導及び指示に従うとともに、自己の費用負担において、必要な防災施設を他の施設に先行して設置するなど、災害の防止に万全の措置を講じなければならない。

- 2 乙丙は、建設工事の竣工後においても調整池の維持管理等について万全の措置を講じなければならない。
- 3 乙丙は、建設工事の竣工後において調整池の管理を第三者に移管するときは、事前に甲と協議するものとする。

(環境保全)

第 11 条 乙丙は事業の運営等により生じる騒音、振動等の公害を発生させないよう適切かつ十分な計画を立て、細心の注意を払い、生活環境の保全に努めるものとする。

2 乙丙は、事業の運営等の除草等管理については、除草剤等を使用することなく、草刈りによる除草等を行うこととする。

(環境衛生)

第 12 条 乙丙は、事業地内において生じたゴミ及びし尿等の処理に当たって、自己の費用負担において必要な処理施設を設けるなど環境衛生に適切な措置を講ずるものとする。

(文化財保護)

第 13 条 乙丙は、事業の施工に当たっては、甲及び関係機関の指示に従うとともに、事前に文化財の有無を調査するものとする。また、工事中において、文化財が存在することを発見したときは、現状を変更することなく遅滞なく甲及び関係行政機関に報告を行うとともにその指示に従い、これを保護するために必要な措置を自己の費用負担において講じるものとする。

(自然保護)

第 14 条 乙丙は、事業の運営等において、自然環境の保全に努めるとともに、自然の破壊を生じた場合は、自己の費用負担において修景緑化等自然植生の速やかな回復を図るなど、自然保護に必要な措置を講ずるものとする。

(災害・賠償)

第 15 条 乙丙は、事業の運営等により災害又は事故が発生した場合は、直ちに災害現場の復旧を図るなど必要な措置を講ずるとともに、甲及び関係行政機関に報告を行い、その指導に従わなければならない。また、地元の・自治公民館及び水利組合にも報告をするものとする。

2 乙丙は、事業の運営等が原因であると客観的に判断される災害発生により、周辺住民等に損害を与えたときは、遅滞なく損害を受けた者と誠意をもって協議するとともに合理的な範囲でその損害を賠償しなければならない。

(権利の継承)

第 16 条 乙丙は、事業の運営等にかかる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継しようとする場合は、甲と協議し承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙丙の事業に係る権利又は義務を譲り受けた者と、承継する事業に関する協定を締結するものとする。

3 乙丙が、譲渡するまで本協定に基づき負担していた義務は、継続してその譲受人と連帯して負担するものとする。

(事業の中止)

第 17 条 乙丙は、自己の責めに帰すべき理由により事業を中止することが明らかになったときは、遅滞なくその理由を付して、申と協議しなければならない。

2 前項の場合において、乙丙は、災害保全等の対策について甲と協議するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(協定の解除)

第 18 条 甲は、乙丙が関係法令に違反した場合、又は乙丙の責めに帰すべき理由により事業の運営等を中止した場合、若しくは本協定に定める義務を履行しない場合は、本協定を解除することができる。

2 甲は、乙丙が本協定に定める義務を履行しない場合、又は前項の規定によりこの協定を解除した場合は、県要綱第 9 条及び 10 条に掲げる措置又はその他必要な措置を取ることができる。

(苦情への対応)

第 19 条 乙丙は事業の運営等において、地元住民又は甲から公害等に関する苦情の申し出があった場合は、直ちに責任を持ってこれに対応し、解決するものとする。

(体制の確立)

第 20 条 乙丙は環境に配慮した事業活動を積極的に推進するために必要な管理体制を整備・充実するとともに、従業員に対し、環境保全に関する教育を実施するものとする。

(事故及び緊急時の措置)

第 21 条 乙丙は事故及び緊急時の関係機関への通報・連絡、その他必要な体制を整備するとともに、迅速な対応に努めなければならない。

(保証人の責務)

第 22 条 保証人は、乙丙がその責務を履行しないときに、その履行を行う責を負うものとする。

(その他)

第 23 条 乙丙は、事業の運営等を終了する一年前までには、事某地のその後の土地利用について甲と協議を行うこととする。

(疑義の決定)

第 24 条 本協定に定める事項及び本協定に定めのない事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度甲乙丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証する為、本協定書を5通作成し、甲乙丙及び立会人記名押印のうえ各自1通を保存する。

平成27年 4月30日

甲 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号
霧島市長 前田 終止



乙 鹿児島県霧島市国分敷根141番地
株式会社キリシマ
代表取締役 鎌田 善政

丙 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル31階
Solariant Portfolio Two 合同会社
職務執行者 ダニエル・サン・ショー・キム

保証人 鹿児島県霧島市国分敷根141番地
鎌田建設株式会社
代表取締役 鎌田 善政

保証人 東京都中央区日本橋茅場町一丁目3番1号
株式会社 東京エネシス
代表取締役 榎崎 ゆう

添付図書：事業計画書及び図面一式